

防火対象物使用開始（変更）届出書の備考8について

※「その他必要事項の記入、各図面に明示する事項及び必要関係書類の添付」とは何か。

- 1 増築、改修等の場合は、その内容をその他必要な事項欄に記入する。
- 2 配置図に吹田市開発事業の手続き等に関する条例に規定する避難上及び消防活動上の施設等について明示する。
(非常解錠ボタン、パニックオープンの出入口、消防活動空地、防火水槽等)
- 3 平面図に吹田市火災予防条例第23条に基づく標識の位置及び同条例第35条から第38条に基づく避難管理に係る規定等のうち必要事項を明示又は詳細図を添付する。
(客席、避難通路等の寸法、避難管理について必要事項等)
- 4 吹田市火災予防条例第3条の4に基づく厨房設備に係る規定のうち、必要な場合は関係図書を添付する。
(第1項第1号ウ「ただし、・・・」について認定品の証明書類、詳細図等)